

2020年度後期授業料減免 新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が大幅に減少し、授業料納付が極めて困難な方を対象に、授業料減免制度を特例的に拡充します。申請希望の方は、案内を熟読のうえ、書類を揃えて提出してください。

1 免除対象者

下記①～④全てに該当する者（詳細については、3頁をご覧ください。）

- ① 修学支援新制度による支援を受けていない学生。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響によって世帯収入が大幅に減少し、授業料納付が困難であること
- ③ 国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書及びそれに類するものを提出できること。
- ④ 学業・成績要件を満たしていること。

（学業・成績要件の一部を緩和しています。詳細については、3頁をご覧ください。）

2 申請方法等

- ・申請方法 郵送 又は 申請場所へ持参
- ・申請期限 **2020年10月30日（金）まで**（※申請期限は必ず守ってください。）
- ・送付先 〒731-3194
- （申請場所） 広島市安佐南区大塚東三丁目 4-1 広島市立大学学生支援室学生支援グループ
（本部棟 1 階 窓口取扱時間 8：30～18：00 土日を除く）

3 提出書類（※必要書類は全て揃えてから提出してください。）

提出書類		注意事項
① 授業料減免申請書	全員	本人及び保証人欄は、各自が必ず自署し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。
② 授業料減免申請調書		右上に「区分Ⅲ」と書いてある申請調書を使用してください。
③ 承諾書		
④ 長3サイズの封筒（縦型用）		長3サイズ（A4 判三つ折が入る大きさ：23.5×12cm）を用意して、84円切手を貼り、返送先の住所・氏名（本人又は保証人）を記入してください。 提出を忘れる方が頻発しています。忘れずに提出してください。
⑤ 住民票		学生本人を含む“世帯全員分”の住民票（世帯主名・世帯員氏名・続柄・住所・生年月日が記載されているもの）【マイナンバーの記載がないもの】を提出してください。“世帯の一部”の住民票は不可。コピーも不可。
⑥ 国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書及びそれに類するもの		2020年度前期申請者で既に提出している場合は提出不要です。 （「⑥を提出できない場合の申告書」で提出した方を除く） 別紙を参照のうえ、提出してください。 公的支援の受給証明書が提出できない場合のみ 「【様式】新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」を提出してください。
⑦ 収入減少後1カ月間程度の収入を証する給与証明書等		2020年度前期申請者で、前期と比較して大きく世帯収入が変化していない場合は提出不要です。 18歳以上の同一生計者全員分の提出が必要です。 給与収入者：給与明細書等 自営業等：帳簿等 1 カ月の収支が分かるもの等 年金受給者：年金振込通知書又は年金額改定通知書

4 免除の額

授業料減免が許可された者については、納付すべき当学期授業料の全額、半額又は 1/4 を免除します。

5 独立生計者について

次の①～③全てに該当する学生は、独立生計者として認定することができ、学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）の給与明細書等で収入要件を判定します。学生本人が独立生計者であることを確認するため、健康保険被保険者証のコピーを提出してください。（審査するうえで、ほかの書類の提出を求めることがあります。）

- ① 所得税、健康保険等の被扶養者となっていない者
- ② 父母等と同居していない者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明書が発行される者

6 減免の取り消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

7 注意事項

※減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付は行わないでください。

納付されると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません。

不許可・半額免除又は 1/4 免除の決定をしたときは、決定通知書とあわせて納付書をあらためて送付しますので、その期限内に納付してください。

8 個人情報保護について

授業料減免申請書及び添付書類に記載された個人情報は、授業料減免以外の目的に利用することはありません。

【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件	学業・成績・その他要件 (全ての要件を満たすこと)
全額免除	① 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が大幅に減少し、世帯の総所得が<u>生活保護基準以下</u>の世帯の学生。	① 当期の履修登録を行っていること。 ② 懲戒処分を受けていないこと。 ③ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。
半額免除	① 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が大幅に減少し、世帯の総所得が<u>日本学生支援機構の定める第一種奨学金基準以下</u>の世帯の学生。	① (学部) 1 年次前期 : 高校評定平均値 3.5 以上 1 年次後期～ : 属する学部学科における学業成績が上位 3 分の 1 以内であること。 (大学院) 修士 1 年次前期 : 全員対象 修士 1 年次後期～ : 属する研究科専攻における学業成績が上位 3 分の 1 以内であること。 博士 1 年次 : 全員対象 博士 2 年次～ : 属する研究科専攻における学業成績が上位 3 分の 1 以内であること。 (※修得単位数については問わない。) ② 当期の履修登録を行っていること。 ③ 懲戒処分を受けていないこと。 ④ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。
4分の1免除		① 当期の履修登録を行っていること。 ② 懲戒処分を受けていないこと。 ③ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。

問い合わせ先

広島市立大学 学生支援室 学生支援グループ
〒731-3194

広島市安佐南区大塚東 3 丁目 4 番号

TEL: 082-830-1522

E-mail: gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援制度 一覧

- 1 広島市立大学では、下表の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。
- 2 下表の制度の実施機関では、広島市立大学の授業料減免制度について答えられません。
- 3 この制度一覧は独立行政法人日本学生支援機構「給付奨学金（家計急変）」の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を参照しております。今後、対象となる制度を更新することがあります。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由でも申込ができる制度の場合は、必ず新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込んでください。
- 5 公的支援の受給証明書及びそれに類するものの提出ができない場合は「【様式】新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」を記入のうえ、提出してください。

番号	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金 (新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料の徴収猶予 後期高齢者医療保険料の徴収猶予 介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	